

令和3年司法試験予備試験論文式試験問題と出題趣旨

[憲 法]

A県B市の中心部には、江戸時代に宿場町として栄え現在もその趣を濃厚に残しているC地区があり、B市の住民DらはC地区の歴史的な環境を維持し向上させるための運動を続けてきた。その結果、C地区の看板等の7割程度が街並み全体に違和感なく溶け込んだ江戸時代風のものとなっているが、Dらはそれでもまだ不十分だと考えている。他方、C地区の整備が進み多くの観光客が訪れるようになると、観光客を目当てにして、C地区の歴史・伝統とは無関係の各種のビラが路上で頻繁に配布されるようになり、Dらは、C地区の歴史的な環境が損なわれることを心配するようになった。そこで、DらはC地区の歴史的な環境を維持し向上させるための条例の制定をB市に要望した。この要望を受けて、B市は「B市歴史的環境保護条例」案をまとめた。

条例案では、市長は、学識経験者からなるB市歴史的環境保護審議会の意見を聴いた上で、歴史的な環境を維持し向上させていくために特に規制が必要な地区を「特別規制区域」に指定することができる（C地区を特別規制区域に指定することが想定されている。）。そして、特別規制区域については、当該地区の歴史的な環境を維持し向上させていくという目的で、建造物の建築又は改築、営業活動及び表現活動などが制限されることになる。このうち表現活動に関わるものとしては、広告物掲示の原則禁止と路上での印刷物配布の原則禁止とがある。

まず第一に、特別規制区域に指定された日以降に、特別規制区域内で広告物（看板、立看板、ポスター等。表札など居住者の氏名を示すもので、規則で定める基準に適合するものを除く。）を新たに掲示することは禁止される（違反者は罰金刑に処せられる。）。しかし、市長が「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」として許可を与える場合には、広告物を掲示することができる。

条例案の取りまとめに携わったB市の担当者Eによれば、この広告物規制の趣旨は、江戸時代に宿場町として栄えたC地区の歴史的な環境を維持し向上させていくためには、屋外広告物は原則として認めるべきではない、ということにある。また、Eは、「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」かどうかは、当該広告物が伝えようとしているテーマ、当該広告物の形状や色などを踏まえて総合的に判断されるが、単に歴史的な環境を維持するにとどまる広告物は「向上させるもの」と認められない、と説明している。

第二に、特別規制区域内の路上での印刷物（ビラ、チラシ等）の配布は禁止される（違反者は罰金刑に処せられる。）。しかし、特別規制区域内の店舗の関係者が自己の営業を宣伝する印刷物を路上で配布することは禁止されない。これは、担当者Eの説明によれば、そのような印刷物はC地区の歴史・伝統に何らかの関わりのあるものであって、C地区の歴史的な環境を損なうとは言えないからである。

「B市歴史的環境保護条例」案のうち、表現活動を規制する部分の憲法適合性について論じない。なお、同条例案と屋外広告物法・屋外広告物条例、道路交通法などの他の法令との関係については論じなくてよい。

（出題の趣旨）

本問は、地域の歴史的な環境を維持し向上させていくためになされる表現活動の規制について、憲法第21条等との関連で検討することを求めるものである。本問の条例案は、歴史的な環境を維持し向上させていくために特に規制が必要な地区である「特別規制区域」について広告物掲示と印刷物配布の規制をとしている。

街の美観風致の維持のための屋外広告物法・条例について、大阪市屋外広告物条例事件判決（最大判昭和43年12月18日）は「公共の福祉」論により簡単に合憲であるとしたが、「特別規制区域」における広告物規制は原則的に広告物掲示を禁止するものであるから、屋外広告物法・条例よりも強力な規制である。表現の自由が民主主義国家の基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであるということも踏まえれば、より緻密な合憲性の判断が必要であろう。

まず、表現内容規制・内容中立的規制二分論を探る場合、この広告物掲示の原則禁止が表現内容規制か表現内容中立的規制かを検討する必要がある。その際、例外的に掲示が許される「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」場合に当たるかどうかは、市長によって当該広告物が伝えようとしているテーマ等を踏まえて総合的に判断されるということをどう評価するかが問題となる。また、市長が広告物のテーマ等を審査した上で広告物の掲示の許可について判断することが、表現活動に対する事前抑制ではないかも論点となる。その上で、「歴史的な環境を維持し向上させていく」という目的の実現にとって、広告物掲示の原則禁止まで必要なのかが問われる。特別規制区域の歴史的な環境を維持するにとどまらず、「向上させるもの」でなければ広告物掲示が認められない点について着目した検討が望まれる。

さらに、「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」という許可基準が、表現の自由を規制する法令の定めとして、あるいは、刑罰法規の構成要件の一部を定めるものとして、不明確に過ぎないかも検討しなければならない。この点は、徳島市公安条例事件判決（最大判昭和50年9月10日）の基準を参考にすべきであろう。また、合憲限定解釈を試みるのであれば、表現の自由を規制する法律の合憲限定解釈についての税関検査事件判決（最大判昭和59年12月12日）の判示が参考になろう。

印刷物配布の規制についても、まず合憲性判断の枠組み又は基準を設定する必要があるが、その際、道路が本来的に表現活動に開かれている場所であることが踏まえられなければならない。さらに、表現内容規制か表現内容中立的規制かについては広告物規制の場合とはまた別の考察が必要である。その際、特別規制区域内の店舗の関係者が自己の営業を宣伝する印刷物を配布する場合以外は全て路上での印刷物配布が禁止されていることをどう評価するかが問題となる。印刷物配布の原則禁止の合憲性を判断する枠組み又は基準を設定した上で、この規制が「歴史的な環境を維持し向上させていく」という目的の実現のためにどれほど必要かが問われることになる。その際、果たして店舗の関係者が通行人に対して自己の営業を宣伝するために配布する印刷物が地域の歴史的な環境を損なわないと言えるのか、店舗の関係者以外の者が配布する印刷物であっても店舗の関係者による印刷物以上に地域の歴史的な環境の維持、向上に資するものもあるのではないかといった点を考慮することになろう。

[行政法]

Aは、B県知事から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の4第1項に基づき、特別管理産業廃棄物に該当するポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）について収集運搬業（積替え・保管を除く。）の許可を受けている特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）である。PCB廃棄物の収集運搬業においては、積替え・保管が認められると、事業者から収集したPCB廃棄物が収納された容器を運搬車から一度下ろし、一時的に積替え・保管施設内で保管し、それを集積した後、まとめて別の大型運搬車で処理施設まで運搬することができるので効率的な輸送が可能となる。しかし、Aは、積替え・保管ができないため、事業者から排出されたPCB廃棄物の収集量が少なく運搬車の積載量に空きがあつても、遠隔地にある処理施設までそのまま運搬しなければならず、輸送効率がかなり悪かった。そこで、Aは、自らが積替え・保管施設を建設してPCB廃棄物の積替え・保管を含めた収集運搬業を行うことで輸送効率を上げようと考えた。同時に、Aは、Aが建設する積替え・保管施設においては、他の収集運搬業者によるPCB廃棄物の搬入・搬出（以下「他者搬入・搬出」という。）も行えるようにすることで事業をより効率化しようと考えた。Aは、B県担当者に対し、前記積替え・保管施設の建設に関し、他者搬入・搬出も目的としていることを明確に伝えた上でB県の関係する要綱等に従って複数回にわたり事前協議を行い、B県内のAの所有地に高額な費用を投じ、各種規制に適合する相当規模の積替え・保管施設を設置した。B県知事は、以上の事前協議事項についてB県担当課による審査を経て、Aに対し、適当と認める旨の協議終了通知を送付した。その後、Aは、令和3年3月1日、PCB廃棄物の積替え・保管を含めた収集運搬業を行うことができるよう、法第14条の5第1項による事業範囲の変更許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。なお、本件申請に係る書類には、他者搬入・搬出に関する記載は必要とされていなかった。

B県知事は、令和3年6月21日、本件申請に係る変更許可（以下「本件許可」という。）をしたが、「積替え・保管施設への搬入は、自ら行うこと。また、当該施設からの搬出も、自ら行うこと。」という条件（以下「本件条件」という。）を付した。このような内容の条件を付した背景には、他者搬入・搬出をしていた別の収集運搬業者の積替え・保管施設において、保管量の増加と保管期間の長期化によりPCB廃棄物等の飛散、流出、異物混入などの不適正事例が発覚し、社会問題化していたことがあった。そこで、B県知事は、特別管理産業廃棄物の性状等を踏まえ、他者搬入・搬出によって収集・運搬に関する責任の所在が不明確となること、廃棄物の飛散、流出、異物混入などのおそれがあること等を考慮して、本件申請直前に従来の運用を変更することとし、本件許可に当たり、B県で初めて本件条件を付することになった。

本件条件は法第14条の5第2項及び第14条の4第11項に基づくものであった。しかし、Aは、近隣の県では本件条件のような内容の条件は付されていないのに、B県においてのみ本件条件が付された結果、当初予定していた事業の効率化が著しく阻害されると考えている。また、Aは、本件条件が付されることについて、事前連絡を受けておらず、事前協議が無に帰してしまい裏切られたとの思いから、強い不満を持っている。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。

なお、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

【設問1】

本件条件に不満を持つAは、どのような訴訟を提起すべきか。まず、本件条件の法的性質を明らかにし、次に、行政事件訴訟法第3条第2項に定める取消訴訟について、考えられる取消しの対象を2つ挙げ、それぞれの取消判決の効力を踏まえて検討しなさい。なお、解答に当たっては、本

件許可が処分に当たることを前提にしなさい。また、取消訴訟以外の訴訟及び仮の救済について検討する必要はない。

[設問2]

Aは、取消訴訟において、本件条件の違法性についてどのような主張をすべきか。想定されるB県の反論を踏まえて検討しなさい。なお、本件申請の内容は、法施行規則第10条の13等の各種基準に適合していることを前提にしなさい。また、行政手続法上の問題について検討する必要はない。

【資料】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 1～4 （略）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの（中略）をいう。

6 （略）

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 （略）

2 都道府県は、（中略）当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3～4 （略）

（特別管理産業廃棄物処理業）

第14条の4 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

2～4 （略）

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 （略）

6～10 （略）

11 第1項（中略）の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができます。

12～14 （略）

15 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（中略）以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を（中略）受託してはならない。

16～18 （略）

（変更の許可等）

第14条の5 特別管理産業廃棄物収集運搬業者（中略）は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下略）

2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について（中略）準用する。

3～5 （略）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抜粋）

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第10条の13 法第14条の4第5項第1号（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ～ホ （略）

ハ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれないように仕切り等が設けられている施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ （略）

ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（出題の趣旨）

本問は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている収集運搬業者が、その事業範囲の変更許可を申請したのに對し、行政庁が一定の条件（以下「本件条件」という。）を付した上で変更許可（以下「本件許可」という。）をしたという事実を基にして、行政処分の附款に関する訴訟方法及びその実体法上の制約について、基本的な知識・理解を試す趣旨の問題である。

設問1は、本件条件に不満がある場合において、いかなる訴訟を提起すべきかを問うものである。本件条件は本件許可の附款という性質を有することから、本件許可の取消訴訟において本件条件の違法性を争うことができるか、本件条件の取消訴訟を提起すべきかが主に問題となる。その際、本件許可と本件条件が不可分一体の関係にあるか否か、それぞれの取消訴訟における取消判決の形成力、拘束力（行政事件訴訟法第33条）について、本件の事実関係及び法令の諸規定を基に論ずることが求められる。

設問2は、取消訴訟における本件条件の違法性に関する主張を問うものである。とりわけ、本件条件が付されたことに関して主に比例原則と信頼保護について、本件事実関係及び法令の諸規定とその趣旨を指摘し、また、信頼保護に関する裁判例（最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決など）を踏まえ、本件条件の違法性を論ずることが求められる。

[民 法]

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事実】

1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売することを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の内容の売買契約を締結した（以下「本件ワイン売買契約」という。）。

当事者 買主A、売主B

目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本（以下「本件ワイン」という。）

代 金 5000万円

引渡日 令和3年9月1日

また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない。

2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から1年間の約定で賃借する旨の契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という。）。Bは、翌28日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。

3. 令和3年8月30日未明、冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支障がなくなっている。

4. 令和3年9月1日、Bは、Aに対して、本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが、Aはこれを拒絶した。

【設問1】

Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

【事実（続き）】

5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等を貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物であり、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の品を取り出してレストラン等に配送していた。

6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから5000

万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、以下のようないい合意をした（以下「本件譲渡担保契約」という。）。

① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙内にある全ての酒類（アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。）を目的物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。

② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡することができる。

③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒類を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲渡担保の目的となる。

7. 令和3年10月15日、Aは、ウイスキーの流通業者Dから、国産ウイスキー100ダース（以下「本件ウイスキー」という。）を1200万円で購入した（以下「本件ウイスキー売買契約」という。）。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には、以下のようないい条項が含まれていた。

① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日とする。

② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。

③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。

8. 令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。

9. 令和3年11月10日、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。このためDが、本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ、Aは、Cから、①倉庫丙内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、対抗要件も具備されていると主張しているとして、本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは、②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはつきりせず無効であること、③仮に本件譲渡担保契約が有効であるとしても、本件ウイスキーには、本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを主張している。

[設問2]

- (1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、【事実】9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。
- (2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の③の主張に留意しつつ論じなさい。

(出題の趣旨)

設問1は、制限種類債権の全部が履行不能になったと評価できる事例を題材として、その目的が相互に密接に関連付けられている2個の契約の一方の債務不履行を理由として他方を解除することができるかを問う問題である。どのような場合に履行不能と評価されるかという問題を通して、債権法の基本的な理解を問うとともに、複合的契約の債務不履行と解除という応用的な事例について、論理的な思考力及び事案に応じた当てはめを行うことを求めるものである。

設問2は、集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣が問題になり得る事例を題材として、集合動産譲渡担保及び所有権留保という非典型担保の効力について、事案を分析して、法的に論述する能力を試す問題である。非典型担保に関する判例法理についての基本的な理解を問うだけでなく、非典型担保の法的構成や物権変動論への理解を組み合わせて、事案に応じた分析及び法的思考に基づく結論を説得的に論述することが求められる。

[商 法]

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、医療用検査機器等の製造販売を業とする取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社は種類株式発行会社ではなく、その定款には譲渡による甲社株式の取得について甲社の取締役会の承認を要する旨の定めがある。甲社の発行済株式の総数は100株であり、昨年までは創業者であるAがその全てを保有していた。Aは創業以来甲社の代表取締役でもあったが、昨年高齢を理由に経営の第一線から退いた。Aの後任を選定する取締役会においては、以前Aが他社から甲社の取締役として引き抜いてきたBが代表取締役に選定された。また、Aは、退任に際し、Bと、Aの子であるCに、それぞれ100株を適法に譲渡した。その結果、甲社株主は800株を保有するAのほか、100株ずつ保有するBとCの3名となった。創業以来、甲社において株主総会が現実に開かれたことはなく、役員等の選任は、3年前の改選時も含め、Aによる指名をもって株主総会決議に代えていた。また役員報酬や退職慰労金は、役職や勤続年数に応じた算定方法を定めた内規（以下「本件内規」という。）を基に、Aの指示によって支払われてきた。そしてAの退任時も本件内規に従った退職慰労金が支払われた。
2. 甲社の定款では、取締役の任期については「選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と規定されている。また「代表取締役は取締役会決議によって定めるものとするが、必要に応じ株主総会の決議によって定めることができる」旨の定めがある。役員の報酬については定款に定められていない。甲社の取締役は、代表取締役社長であるBのほか、代表権のない取締役であるC、D及びEの計4名であった。
3. 従来、甲社の事業は、医療用検査機器の製造販売を中心であったが、次代の社長を自負するCは、家庭用検査機器の製造販売を拡充すべきであると主張し、度々Bと経営戦略について対立するようになった。またAも、いざれはCに甲社を継がせたいと考えており、少なくともBと同等の権限をCにも与えるべきであると考えるようになっていた。
4. Aの意向を知ったCは、Bら他の取締役の承諾を得ることなく、自ら「代表取締役副社長」と名乗って取引先と交渉するようになった。さらに、Cは、Aと相談して了承を得た上で、Cを代表取締役に選定する臨時株主総会決議があったものとして株主総会議事録を作成し、Cを代表取締役に追加する旨の登記申請をし、その旨登記された。これらCの一連の行動を、Bら他の取締役が察知することはなかった。
5. そのような中、Cは、家庭用検査機器の製造販売を拡充するべく部品の調達先を確保しようと考え、新たに乙株式会社（以下「乙社」という。）と取引基本契約を締結することとした。Cは、甲社の代表者印が常に経理担当従業員Fに預けられていることを知っており、契約書に「代表取締役副社長C」と記名してFに指示して代表者印を押印させた。乙社の代表取締役は、甲社の代表取締役副社長として振る舞うCを信頼して取引に応じ、この契約書に記名押印した。その後、乙社が甲社に対して供給した部品の代金2000万円（以下「本件代金」という。）の支払を請求したところ、Cによる一連の行動はBら他の取締役の知るところとなり、BとCとの関係が更に悪化した。Bは、Cは適法な会社代表者ではなく、甲社は乙社と契約など締結していないとして、本件代金の請求に応じない意向を示している。

【設問1】

甲社に対して本件代金を請求するために、乙社の立場において考えられる主張及びその当否について、論じなさい。

6. BとCとの対立は、その後も激化の一途をたどり、ついにCはBを代表取締役から解職することを決意した。Cは、D及びEの協力を取り付けた上で適法な招集手続を経て取締役会を招集し、Bの解職と改めてCを代表取締役に選定する旨の決議が成立した。
7. Bは、もはや甲社に自分の居場所はないと考え、取締役を辞任することを決意した。Aは強く翻意を促したが、Bは聞き入れず、直後に開催された取締役会で取締役を辞任することを申し入れ、了承された。Bに申し訳ないことをしたと感じていたAは、Bを引き抜いた際、取締役退任時には本件内規に基づいて退職慰労金が支給されると説明したことを思い出し、Fに対して、本件内規に基づく退職慰労金をBに支給することの検討を依頼した。Fは、この依頼に応じ、本件内規に基づいて算定された金額である1800万円の退職慰労金（以下「本件慰労金」という。）をBに支払った。
8. 本件慰労金が支給されてから程なくしてAが死亡した。Aが保有していた甲社株式800株は全てCが相続によって取得した。Aの死後、Cは、Fから報告を受けた際、Bに本件慰労金が支給されたことを知った。そこで、Cは、甲社として、Bに対して本件慰労金の返還を請求することとした。

[設問2]

甲社のBに対する本件慰労金の返還請求の根拠及び内容について説明した上で、これを拒むために、Bの立場において考えられる主張及びその当否について、論じなさい。

(出題の趣旨)

設問1では、Cと乙社との取引が甲社に効果帰属するための主張及びその当否を指摘することが求められている。具体的には、①Cは甲社の代表取締役として適法に選定された者といえるかにつき、取締役会設置会社における株主総会による代表取締役選定に関する定款規定の有効性に関する議論（最判平成29年2月21日参照）を前提に、Aの承諾をもって株主総会決議としてよいか、さらにCが甲社の代表取締役であるとは認められない場合であっても、②Cが登記簿上は代表取締役であることから、会社法第908条第2項に基づき、甲社は乙社にCが代表取締役ではないと主張することができないと解する余地があるか、あるいは③Cが表見代表取締役（同法第354条）に該当するために、甲社はCの行為についての責任を負うと解する余地があるかについて、検討することが期待されている。上記②及び③を検討するに当たっては、大株主であるAの関与や代表者印の管理不備の問題をどのように評価するかがポイントとなる。

設問2では、本件慰労金の返還請求の根拠・内容として、本件慰労金が取締役の報酬等（会社法第361条第1項）に当たることを前提に、本件慰労金の支給について定款の定めも株主総会決議もないことから、Bは本件慰労金相当額の具体的請求権を有しているとはいえず、本件慰労金は不当利得となることを指摘することが求められる。本件慰労金の返還を拒むために、Bの立場からは、本件慰労金を不確定額の報酬（同項第2号）と捉えて、AがBをスカウトした際にその支給を約束し、かつその当時は甲社の全株式を有していたAがその支給について同意したと主張することが考えられる。また、甲社における取締役報酬支給の慣行、AがBをスカウトした際の説明、及び本件慰労金の返還請求に至った経緯等を前提とすると、甲社による本件慰労金の返還請求は信義則に反し、権利濫用に当たると主張することが考えられる（最判平成21年12月18日参照）。

〔民事訴訟法〕（〔設問1〕と〔設問2〕の配点の割合は、7：3）

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Xは、Yに対して貸付債権を有していた（以下「本件貸付債権」という。）が、Xの本件貸付債権の回収に資すると思われるには、Yがその母親から相続によって取得したと思われる一筆の土地（以下「本件不動産」という。）のみであった。不動産登記記録上、本件不動産は、相続を登記原因とし、Yとその兄であるZの、法定相続分である2分の1ずつの共有とされていたが、Xは、YとZが遺産分割協議を行い、本件不動産をYの単独所有とすることに合意したとの情報を得ていた。

そこで、Xは、本件不動産のZの持分となっている部分について、その所有者はZではなくYであると主張し、本件貸付債権を保全するため、Yに代位して、Zを被告として、本件不動産のZの持分2分の1について、ZからYに対して遺産分割を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。

〔設問1〕（(1)と(2)は、独立した問題である。）

(1) Yとしては、Xの主張する本件貸付債権は既に弁済しており、XY間には債権債務関係はないと考えている。他方、本件不動産のZの持分の登記については、遺産分割協議に基づいて、自己に登記名義を移転してほしいと考えている。

この場合に、Yが本件訴訟に共同訴訟参加することはできるか、訴訟上考え得る問題点を挙げて、検討しなさい。

(2) Xの得ていた情報とは異なり、YZ間の遺産分割協議は途中で頓挫していた。そのため、Yとしては、Zに対して登記名義の移転を求めるつもりはない。他方、YがXY間には債権債務関係はないと考えている点は、(1)と同様である。

この場合に、Yが本件訴訟に独立当事者参加することはできるか、訴訟上考え得る問題点を挙げて、検討しなさい。

〔設問2〕

〔設問1〕の場合と異なり、本件訴訟係属中に、XからYに対して訴訟告知がされたものの、Yが本件訴訟に参加することはなく、XとZのみを当事者として訴訟手続が進行し、その審理の結果、Xの請求を棄却する旨の判決がされ（以下「本件判決」という。）、同判決は確定した。

本件判決の確定後、Yの債権者であるAは、その債権の回収を図ろうとし、Yの唯一の資産と思われる本件不動産の調査を行う過程で、既にXから本件訴訟が提起され、Xの請求を棄却する本件判決が確定している事実を初めて知った。

Aとしては、本件不動産についてYの単独所有と考えており、Yに代位して、Zを被告として、本件不動産のZの持分2分の1について、ZからYに対して遺産分割を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することを検討しているが、確定した本件判決の効力がAに及ぶのではないか、という疑問を持った。

本件判決の効力はAに及ぶか、本件判決の既判力がYに及ぶか否かの検討を踏まえて答えなさい。

（出題の趣旨）

本問は、債権者代位訴訟に関する訴訟法上の論点について、民法改正も踏まえた基本的理解を問うものであり、いずれの設問も、条文上の根拠を明確にし、いかなる要件や効果との関係で問題となるのか、問題の所在を適切に指摘することがまずは求められる。

〔設問1〕では、債務者が本問の事実状況において、当事者として債権者代位訴訟へどのような形で関与し得るかが問われており、その形態として、共同訴訟参加と独立当事者参加の検討を求めている。設問1(1)は、まずYがXに共同訴訟参加する場合の一般的要件として、当事者適格の存在や合一確定の必要を論じた上で、次に本問の事実状況からはYの主張によればXとYが共同訴訟人としての協力関係にないことがうかがわれるため、その点を踏まえてなお共同訴訟参加を認めることが適當か、合一確定の要請等も踏まえ、分析する論述が求められる。設問1(2)では、債権者代位訴訟における債権者の被保全債権の存否を争っているため、独立当事者参加として片面的な権利主張参加の可否が問題となる。Yの主張するところをXに対する本件貸付債権に係る債務の不存在確認請求と法律構成した上で、権利主張参加の可否に関し、例えば、請求の非両立性といった規範を定立し、XとYの各請求内容やそれを基礎付ける主張事実を比較した場合はどうかにつき、Yにとって本件訴訟を牽制する必要性が高いという実質的観点も踏まえ、本事案に即して具体的に検討されているかが問われている。

〔設問2〕は、債権者代位訴訟の判決効に関する問題である。まず債権者代位訴訟における既判力が債務者(Y)に及ぶかについて、改正後の民法下での理論構成を論じることが求められる。その上で、本件訴訟の判決効を代位債権者以外の債権者(A)に拡張することが肯定されるかを、第三債務者(Z)の保護等の観点も勘案しつつ、その理論構成と合わせて検討されているかを問うものである。

[刑法]

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責について論じなさい（住居等侵入罪及び特別法違反の点を除く。）。

1 甲（50歳）は、実父X（80歳）と共同して事業を営んでいたが、数年前にXが寝たきり状態になった後は単独で事業を行うようになり、その頃から売上高の過少申告等による脱税を続けていた。甲は、某月1日、税務署から、同月15日に税務調査を行うとの通知を受け、甲が真実の売上高をひそかに記録していた甲所有の帳簿（以下「本件帳簿」という。）を発見されないようにするために、同月2日、事情を知らない知人のYに対して、「事務所が手狭になったので、今月16日まで書類を預かってほしい。」と言い、本件帳簿を入れた段ボール箱（以下「本件段ボール箱」という。）を預けた。

Yは、本件段ボール箱を自宅に保管していたが、同月14日、甲の事業の従業員から、本件帳簿が甲の脱税の証拠であると聞かされた。甲は、税務調査が終了した後の同月16日、Yに電話をかけ、本件段ボール箱を回収したい旨を告げたが、Yから、「あの帳簿を税務署に持つていったら困るんじゃないのか。返してほしければ100万円を持ってこい。」と言われた。

甲は、得意先との取引に本件帳簿が必要であったこともあり、これを取り返そうと考え、同日夜、Y宅に忍び込み、Yが保管していた本件段ボール箱をY宅から持ち出し、自宅に帰った。

2 甲は、帰宅直後、Yから電話で、「帳簿を持っていったな。すぐに警察に通報するからな。」と言われた。甲は、すぐに警察が来るのではないかと不安になり、やむなく、本件帳簿を廃棄しようと考えた。甲は、自宅近くの漁港に、沖合に突き出した立入禁止の防波堤が設けられており、そこに空の小型ドラム缶が置かれていることを思い出し、そのドラム缶に火をつけた本件帳簿を投入すれば、確実に本件帳簿を焼却できると考えた。そこで、甲は、同日深夜、本件段ボール箱を持って上記防波堤に行き、本件帳簿にライターで火をつけて上記ドラム缶の中に投入し、その場を立ち去った。

その直後、火のついた多数の紙片が炎と風にあおられて上記ドラム缶の中から舞い上がり、周囲に飛散した。上記防波堤には、油が付着した無主物の漁網が山積みにされていたところ、上記紙片が接触したことにより同漁網が燃え上がり、たまたま近くで夜釣りをしていた5名の釣り人が発生した煙に包まれ、その1人が同防波堤に駐車していた原動機付自転車に延焼するおそれも生じた。なお、上記防波堤は、釣り人に人気の場所であり、普段から釣り人が立ち入ることがあったが、甲は、そのことを知らず、本件帳簿に火をつけたときも、周囲が暗かったため、上記漁網、上記原動機付自転車及び上記釣り人5名の存在をいずれも認識していなかった。

3 甲は、妻乙（45歳）と2人で生活していたところ、乙と相談の上、入院していたXを退院させ、自宅で数か月間、その介護を行っていたが、自力で移動できず回復の見込みもないXは、同月25日から、甲及び乙に対して、しばしば「死にたい。もう殺してくれ。」と言うようになった。甲は、Xが本心から死を望んでいると思い、その都度Xをなだめていた。しかし、Xは本心では死を望んでおらず、乙もXの普段の態度から、Xの真意を認識していた。

乙は、同月30日、甲の外出中、Xの介護に疲れ果てたことから、Xを殺害しようと決意し、Xの居室に行き、「もう限界です。」と言ってXの首に両手を掛けた。これに対し、Xは、乙に「あれはうそだ。やめてくれ。」と言ったが、乙は、それに構わず、殺意をもって、両手でXの首を強く絞め付け、Xは失神した。乙は、その後も、Xの首を絞め続け、その結果、Xは窒息死した。

甲は、Xが失神した直後に帰宅し、乙がXの首を絞めているのを目撃したが、それまでのXの言動から、Xが乙に自己の殺害を頼み、乙がこれに応じてXを殺害することにしたのだと思った。甲は、Xが望んでいるのであれば、そのまま死なせてやろうと考え、乙を制止せずにその場から立ち去った。乙は、その間、甲が帰宅したことには気付いていなかった。

仮に、甲が目撃した時点で、直ちに乙の犯行を止めてXの救命治療を要請していれば、Xを救命できたことは確実であった。また、甲が乙に声を掛けたり、乙の両手をXの首から引き離そうとしたりする

など、甲にとって容易に採り得る措置を講じた場合には、乙の犯行を直ちに止めることができた可能性は高かったが、確実とまではいえなかった。

(出題の趣旨)

本問は、(1)甲が、脱税の証拠である甲所有の帳簿（以下「本件帳簿」という。）をYに預けていたところ、情を知ったYからその返還と引き替えに100万円の支払を求められたため、Y宅に忍び込み、Yが保管していた本件帳簿が入った段ボール箱をY宅から持ち出したこと、(2)その後、(1)の犯行を知ったYから警察に通報する旨を告げられた甲が、本件帳簿を廃棄するため、自宅近くの防波堤で、これに火をつけて燃やしたこと、火のついた紙片が同防波堤にあった漁網に接触してこれを燃焼させ、その煙が釣り人を包み、釣り人の原動機付自転車にも延焼するおそれを生じさせたこと、(3)甲の妻乙が、自宅において、甲の実父Xの首を絞めて窒息死させたところ、甲は、その状況を目撃しながら、Xが死を望んでいるものと考えてこれを放置してXを死亡させたことを内容とする事例について、甲及び乙の罪責に関する論述を求めるものである。

(1)については、本件帳簿が甲の所有物であることを踏まえて、これが刑法第242条にいう「他人が占有」する財物に当たるかを検討しつつ、自救行為としての違法性阻却の可能性も含めて、甲に窃盗罪が成立するか否かに関して、本事例における事実関係を基に検討する必要がある。

(2)については、本件帳簿が自己所有建造物等以外放火罪の客体に当たることを前提に、本事例において、同罪における「公共の危険」が発生したといえるか否かを検討するとともに、これを肯定したときには、同罪の成立に「公共の危険の認識」が必要かどうかを踏まえた成立罪名を検討する必要がある。

(3)については、乙に殺人罪が成立するところ、甲の不作為による関与の可罰性を検討するに当たり、作為義務の有無、結果回避可能性の要否、関与類型、抽象的事実の錯誤の処理等に関する基本的理解を踏まえつつ、本事例における事実関係を適切に当てはめて、甲の罪責について具体的に検討する必要がある。

いずれについても、各構成要件等の正確な知識、基本的理解や、本事例にある事実を丁寧に拾って的確に分析した上で当てはめを具体的に行う能力が求められる。

[刑事訴訟法]

次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例】

令和2年10月2日午後2時頃、H県I市所在のマンション内にあるV方に2名の男が侵入し、金品を物色中、帰宅したVと鉢合わせとなり、同男らのうち1名がナイフでVの腕を切り付けた上、もう1名がVの持っていたバッグを奪うという住居侵入、強盗傷人事件が発生した。Vは、犯人らが立ち去った後、直ちに110番通報し、同日午後2時20分頃、制服を着用したI署の司法警察員PとQがV方に到着した。Pらは、Vから、犯人らの特徴と奪われたバッグの特徴を聞き出した上、管理人に依頼して同マンションの出入口の防犯カメラ画像を確認した。その結果、同日午後2時1分頃に犯人らと特徴の一一致する2名の男が走り去っていく様子が映っており、そのうち1名は被害品と特徴の一一致するバッグを所持していた。その後、Pらは、同男らの行方を捜した。

同日午後4時頃、Pらは、V方から直線距離で約5キロメートル離れた同市内の路上で、犯人らと特徴の一一致する甲及びもう1名の男を発見した。その際、甲は、被害品と特徴の一一致するバッグを持っていた。そこで、Pは、甲に対し、「I署の者ですが、話を聞きたいので、ちょっとといいですか。」と声をかけた。すると、甲がいきなり逃げ出し、途中で二手に分かれたことから、Pらは、前記バッグを持っていた甲を追跡した。甲は、同バッグを投棄して逃走を続けたが、Pらは300メートルくらい走ったところで甲に追い付き、同日午後4時3分頃、①Pが甲を刑事訴訟法第212条第2項に基づき本件住居侵入、強盗傷人の被疑事実で逮捕した。もう1名の男は、発見には至らなかった。

甲は、同日午後4時30分頃からI署で開始された弁解録取手続において、本件の主任検査官である司法警察員Rに対し、「私がV方で強盗をしてバッグを奪ったことは間違いない。ナイフでVを切り付けたのは、もう1人の男である。そのナイフは、警察に声をかけられる前に捨てた。捨てた場所は、地図で説明することはできないが、近くに行けば案内できると思う。もう1人の男の名前などは言いたくない。」旨述べた。同日午後4時50分頃、弁解録取手続が終了し、Rは、直ちに甲にナイフの投棄場所を案内させて、ナイフの発見、押収及び甲を立会人としたその場所の実況見分を実施しようと考え、検査員や車両の手配をした。

同日午後5時頃、出発しようとしたRに対し、甲の父親から甲の弁護人になるように依頼を受けたS弁護士から電話があり、同日午後5時30分から30分間甲と接見したい旨の申出があった。Rは、S弁護士が到着し、接見を終えてから出発したのでは、現場に到着する頃には辺りが暗くなることが見込まれていたことから、S弁護士に対し、今から甲に案内させた上で実況見分を実施する予定があるため接見は午後8時以降にしてほしい旨述べた。これに対し、S弁護士は、本日中だと前記30分間以外には接見の時間が取れず、翌日だと午前9時から接見の時間が取れるが、何とか本日中に接見したい旨述べた。Rは、引き続きS弁護士と協議を行うも、両者の意見は折り合わなかった。そのため、②Rは、S弁護士に対し、接見は翌日の午前9時以降にしてほしい旨伝えて通話を終えた上、予定どおり甲を連れて実況見分に向かった。それまでの間、甲は、弁護人及び弁護人となるとする者のいずれとも接見していなかった。

【設問1】

①の逮捕の適法性について論じなさい。

【設問2】

②の措置の適法性について論じなさい。ただし、①の逮捕の適否が与える影響については論じなくてよい。

(出題の趣旨)

本問は、共犯者2名による住居侵入、強盗傷人事件において、設問1では、事前に被害者から犯人や被害品の特徴を聴取し、防犯カメラの画像でもこれを確認していた警察官が、犯行の約2時間後、犯行現場から約5キロメートル離れた路上で、犯人の特徴と一致する2名の男を発見し、そのうち1名が被害品の特徴と一致するバッグを所持していたことから、その男に声をかけたところ、両名が逃走したため、これを追跡し、途中で上記バッグを投棄した1名を刑事訴訟法第212条第2項に基づき逮捕（準現行犯逮捕）した事例において、この逮捕が、準現行犯逮捕の要件を充足するかどうかを検討させることを通じて、準現行犯逮捕が令状主義の例外として認められる趣旨や、準現行犯逮捕の条文構造を踏まえた具体的な事案における適用のあり方を示すことを求めるものである。設問2では、逮捕された被疑者について、間近い時期に被疑者を未発見の凶器の投棄現場に案内させ、その立会の下で同所の実況見分を実施する確実な予定がある中で、弁護人となろうとする者から、被疑者との初回の接見を30分後から30分間行いたい旨の申出があったのに対し、接見の日時を翌日と指定した事例において、接見指定の要件である「検査のため必要があるとき」（刑事訴訟法第39条第3項本文）の意義や、初回接見についての指定内容と同項ただし書の「指定は、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。」との関係についての理解を踏まえて、当該指定の適否を検討させるものである。その検討においては、最高裁判所の判例（最高裁平成11年3月24日大法廷判決、最高裁平成12年6月13日第三小法廷判決等）を意識して自説を展開する必要がある。

設問1及び2のいずれも刑事訴訟法の基本的な学識の有無及び具体的な事案における応用力を問う問題である。

[民 事]

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

【設問1】

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容】

「私（X）は、娘の夫であるYから、会社員を辞めて骨董品店を開業したいので甲建物を貸してほしいと頼まれ、Yの意志が固かったことから、これに応ずることにしました。私は、Yとの間で、令和2年6月15日、私が所有する甲建物について、賃貸期間を同年7月1日から3年間、賃料を月額10万円として毎月末日限り当月分を支払う、敷金30万円との約定で賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、Yから敷金30万円の交付を受け、同年7月1日、Yに甲建物を引き渡しました。私は、契約締結の当日、市販の賃貸借契約書の用紙に、賃貸期間、賃料額、賃料の支払日及び敷金額を記入し、賃貸人欄に私の氏名を、賃借人欄にYの氏名をそれぞれ記入して、Yの自宅を訪れ、私とYのそれぞれが自分の氏名の横に押印をし、賃貸借契約書（以下「本件契約書」という。）を完成させました。

Yは、間もなく、甲建物で骨董品店を開業しましたが、その経営はなかなか軌道に乗らず、令和2年7月30日に同月分の賃料の一部として5万円を支払ったものの、それ以降は、賃料が支払われることは全くありませんでした。

そこで、私は、Yに対し、令和2年7月分から同年12月分までの賃料合計60万円から弁済済みの5万円を控除した残額である55万円の支払を請求したいと思います。私は、支払が遅れたことについての損害金の支払までは求めませんし、私自身が甲建物を利用する予定はありませんので、甲建物の明渡しも求めません。

なお、Yは、現在、友人であるAに対して、令和2年12月2日に壺を売った50万円の売掛債権を有しているものの、それ以外には、めぼしい財産を有していないようです。Yは、これまでのところ、この売掛債権の回収に着手しておらず、督促をするつもりもないようですが、Aがこの代金を支払ってしまうと、私の未払賃料債権を回収する手段がなくなってしまうので心配しています。」

弁護士Pは、令和3年1月12日、【Xの相談内容】を前提に、Xの訴訟代理人として、Yに対し、Xの希望する金員の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起することにした。

以上を前提に、以下の各問い合わせに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが、本件訴訟において、Xの希望を実現するために選択すると考えられる訴訟物を記載しなさい。
- (2) 弁護士Pが、本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）において記載すべき請求の趣旨（民事訴訟法第133条第2項第2号）を記載しなさい。なお、付隨的申立てについては、考慮する必要はない。
- (3) 弁護士Pが、本件訴状において記載すべき請求を理由づける事実（民事訴訟規則第53条第1項）を記載しなさい。
- (4) 弁護士Pは、本件訴状において、「Yは、Xに対し、令和2年7月30日、本件賃貸借契約に基づく同月分の賃料債務につき、5万円を弁済した。」との事実を主張した。
(i) 裁判所は、上記事実の主張をもって、本件訴訟における抗弁として扱うべきか否かについて、結論と理由を述べなさい。

(ii) (i) のほかに、上記主張は本件訴訟においてどのような意味を有するか。簡潔に説明しなさい。

【設問2】

弁護士Pは、Yから未払賃料を確実に回収するために、Aに対する売掛債権を仮に差し押された上で本件訴訟を提起する方法と、Yに代位してAに対して50万円の売買代金の支払を求める訴えを提起する方法とを検討したが、【Yの相談内容】の下線部の事情を踏まえ、後者の方法ではなく、前者の方法を探ることとした。その理由について説明しなさい。

【設問3】

弁護士Qは、本件訴状の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「(a) 私(Y)は、Xの娘の夫に当たります。

私は、令和2年7月1日から甲建物で骨董品店を営業していますが、Xから甲建物を賃借したのではなく、無償で甲建物を使用させてもらっています。したがって、私が甲建物の賃料を支払っていないのは当然のことです。私は、本件契約書の賃借人欄に氏名を書いていませんし、誰かに指示して書かせたこともありません。私の氏名の横の印影は、私の印鑑によるものですが、私が押したり、また、誰かに指示して押させたりしたこと也没有。

(b) ところで、令和3年1月8日、Xの知人を名乗るBが私を訪れました。話を聞くと、令和2年8月1日、Xに、弁済期を同年10月15日として、50万円を貸したが、一向に返してもらえないで、督促を続けていたところ、令和3年1月5日、Xから、その50万円の返還債務の支払に代えて、私(Y)に対する令和2年7月分から同年12月分までの合計60万円の賃料債権を譲り受けたので、賃料を支払ってほしいとのことでした。もちろん、私は、Xから甲建物を賃借したことなどありませんので、Bの求めには応じませんでした。もっとも、Bの話が真実であれば、仮にXの言い分のとおり本件賃貸借契約締結の事実が認められたとしても、私が賃料を支払うべき相手はBであってXではないので、Xからの請求は拒むことができるのではないかでしょうか。ただし、私はXからこの債権譲渡の通知を受けておらず、私がこの債権譲渡を承諾したこと也没有。この場合でも、私はXからの請求を拒めるのか教えてください。

(c) また、Xの言い分が認められるのであれば、私はXに対して敷金30万円を差し入れていることになるはずです。したがって、Xの言い分が認められる場合には、上記敷金返還請求権をもって相殺したいと考えています。」

弁護士Qは、【Yの相談内容】を前提に、Yの訴訟代理人として、本件訴訟の答弁書（以下「本件答弁書」という。）を作成した。

以上を前提に、以下の各問い合わせに答えなさい。

(1) 弁護士Qは、【Yの相談内容】(b)を踏まえて、本件答弁書において、抗弁を主張した。

(i) 弁護士Qが、本件答弁書において、【Yの相談内容】(b)に関する抗弁を主張するために主張すべき要件事実（主要事実）を全て記載しなさい。

(ii) 弁護士Qは、【Yの相談内容】(b)の下線部の質問に対して、「Xからの請求を拒むことができる」と回答した。その理由を簡潔に説明しなさい。

(2) 弁護士Qは、【Yの相談内容】(c)を踏まえて、本件答弁書において抗弁を主張できないか検討したが、その主張は主張自体失当であると考えて断念した。弁護士Qが主張自体失当と考えた理由を簡潔

に説明しなさい。

【設問4】

第1回口頭弁論期日において、本件訴状と本件答弁書が陳述された。同期日において、弁護士Pは、本件契約書を書証として提出し、それが取り調べられ、弁護士Qは、本件契約書のY作成部分につき、成立の真正を否認し、「Y名下の印影がYの印章によるることは認めるが、Xが盗用した。」と主張した。

その後、2回の弁論準備手続期日を経た後、第2回口頭弁論期日において、本人尋問が実施され、本件賃貸借契約の締結につき、Xは、次の【Xの供述内容】のとおり、Yは、次の【Yの供述内容】のとおり、それぞれ供述した（なお、それ以外の者の尋問は実施されていない。）。

【Xの供述内容】

「Yは、私の娘の夫です。私は、令和2年6月頃、Yから、『この度、会社員を辞めて、小さい頃からの夢であった骨董品店を経営しようと思います。については、空き家になっている甲建物を賃貸していただけないでしょうか。』との依頼を受けました。Yの言うとおり、甲建物は長年空き家になっており、時々様子を見に行くのも面倒でしたので、ちょうどよいと思い、Yに賃貸することにしました。その後、私とYは賃料額の交渉を行い、私は近隣の相場を参考にして、月額15万円を提案したのですが、Yからは、採算がとれるか不安なので月額10万円にしてくださいと懇願されたため、これに応ずることにしました。

私は、令和2年6月15日、Yとの間で、私の所有する甲建物について、賃貸期間を同年7月1日から3年間、賃料を月額10万円として毎月末日限り当月分を支払う、敷金30万円との約定で賃貸借契約（本件賃貸借契約）を締結しました。私は、契約締結の当日、市販の賃貸借契約書の用紙に、賃貸期間、賃料額、賃料の支払日及び敷金額を記入し、賃貸人欄に私の氏名を、賃借人欄にYの氏名をそれぞれ記入して準備をして、Yの自宅を訪れ、私とYのそれぞれが自分の氏名の横に押印をして、本件契約書を完成させました。また、私は、その際、Yから現金で敷金30万円の交付を受けています。本来であれば、Yの方が私の自宅に来るべき筋合いでしたが、私は孫への会いたさから、週に2日はYの自宅を訪れていましたので、そのついでに契約書を作成することにしたのです。ちなみに、Yは、この時、いわゆる三文判で押印しておりましたが、契約書を作成するのに礼儀知らずだなと思った記憶があります。

私は、令和2年7月1日、Yに対し、甲建物を引き渡し、Yは甲建物で骨董品店を開業しました。ところが、Yの骨董品店の経営はなかなか軌道に乗らず、同月30日には、同月分の賃料の一部として5万円の支払を受けましたが、それ以降は、賃料が支払われることは全くありませんでした。もつとも、Yは私の娘の夫ですし、開業当初は何かと大変だろうと考え、その年の年末までは賃料の請求をするのを差し控えてきましたが、一言の謝罪すらないまま令和3年になりましたので、本件訴訟を提起することにしました。

なお、最近、私の妻が体調を崩したため、娘はしばしば私の家に泊まって看病をするようになりましたが、Yと私の娘が別居したという事実はありません。」

【Yの供述内容】

「私は、令和2年6月15日、妻の父であるXから甲建物を借り、同年7月1日から骨董品店の店舗として使用しています。しかし、甲建物は、Xから無償で借りたものであって、賃借しているものではありません。賃貸借契約を締結したのであれば、契約書を作成し、敷金を差し入れるのが通常ですが、私とXとの間では甲建物の使用についての契約書は作成されていませんし、私が敷金を差し入れたこともありません。Xが書証として提出した本件契約書の賃借人欄の氏名は、明らかにXの筆跡です。私の氏名の横の印影は、確かに私の印鑑によるものですが、これはいわゆる三文判で、Xが勝

手に押したものだと思います。

令和2年12月中旬だったと思いますが、私と妻が買物を行っている間、Xに私の自宅で子どもの面倒を見てもらっていたことがあります。恐らく、Xは、その際に、あらかじめ準備しておいた賃貸借契約書の賃借人欄に私の印鑑を勝手に押したのだと思います。この印鑑は、居間の引き出しの中に保管していたのですが、Xは週に2日は孫に会いに私の自宅に来ていましたので、その在りかを知っていたはずです。

確かに、私は、令和2年7月30日、Xに対し、5万円を支払っていますが、これは、甲建物の賃料として支払ったものではありません。その年の6月頃にXと私の家族で買物をした際、私が財布を忘れたため、急きょXから5万円を借りたことがあったのですが、その5万円を返済したのです。

私が骨董品店を開業してからも、令和2年の年末までは、Xから甲建物の賃料の支払を求められることはませんでした。ところが令和3年に入り、私と妻が不仲となり別居したのと時期を同じくして、突然Xが賃料を支払うよう求めてきて困惑しています。私の骨董品店も、次第に馴染みの客が増えており、経営が苦しいなどということはありません。」

以上を前提に、以下の問い合わせに答えなさい。

弁護士Qは、本件訴訟の第3回口頭弁論期日までに、準備書面を提出することを予定している。その準備書面において、弁護士Qは、前記の提出された書証並びに前記【Xの供述内容】及び【Yの供述内容】と同内容のX及びYの本人尋問における供述に基づいて、XとYが本件賃貸借契約を締結した事が認められないことにつき、主張を展開したいと考えている。弁護士Qにおいて、上記準備書面に記載すべき内容を、提出された書証や両者の供述から認定することができる事実を踏まえて、答案用紙1頁程度の分量で記載しなさい。なお、記載に際しては、本件契約書のY作成部分の成立の真正に関する争いについても言及すること。

(出題の趣旨)

設問1は、賃貸借契約に基づく賃料支払請求権が問題となる訴訟において、原告の希望に応じた訴訟物、請求の趣旨、請求を理由づける事実及び一部弁済の主張の訴訟上の位置付けについて説明を求めるものである。賃貸借契約に関する法律要件や一部請求と一部弁済との関係について正確な理解が問われている。

設問2は、債権回収の手段について原告代理人としての選択を問うものである。債権者代位権の行使及び仮差押えの効果についての正確な理解が求められる。

設問3は、被告の二つの主張に関し、各主張の位置付けや抗弁となる場合の抗弁事実の内容を問うものである。実体法及び判例の理解を踏まえながら、本件への当てはめを適切に検討することが求められる。

設問4は、被告代理人の立場から、本件賃貸借契約を締結した事実が認められないことに関し準備書面に記載すべき事項を問うものである。文書に作成名義人の印章により顕出された印影があることを踏まえ、いわゆる二段の推定が働くことを前提として、自らの主張の位置付けを明らかにすることが求められる。その上で、いかなる証拠によりいかなる事実を認定することができるかを示すとともに、各認定事実に基づく推認の過程を、本件の具体的な事案に即して、説得的に論述することが求められる。

[刑 事]

次の【事例】を読んで、後記【設問】に答えなさい。

【事例】

1 A（35歳、男性）は、令和2年1月18日、「被疑者は、令和2年1月9日前午前1時頃、H県I市J町1番地K駐車場において、同所に駐輪中のV所有の大型自動二輪車1台の座席シート上にガソリンをかけ、マッチを使用してこれに火を放ち、その火を同車に燃え移らせてこれを全焼させ、そのまま放置すれば隣接する住宅に延焼するおそれのある危険な状態を発生させ、もって公共の危険を生じさせた。」旨の建造物等以外放火の被疑事実（以下「本件被疑事実」という。）で通常逮捕され、同月20日、I地方検察庁の検察官に送致された。

送致記録にある主な証拠の概要は以下のとおりである（以下、特に年を明示していない日付は全て令和2年である。）。

① 1月9日付け捜査報告書

目撃者W（27歳、女性）から1月9日前午前1時3分に119番通報が寄せられた旨が記載されている。

② 1月9日付けWの警察官面前の供述録取書

「この日、仕事が遅く終わった私は、会社を出て少し歩き、通勤に使っている車を止めているK駐車場の中に入った。すると、駐輪スペースに止めている3台のバイクのうち、真ん中のバイクの脇に男が1人立っているのに気付いた。何をしているのだろうと思い、立ち止まってその男を見ていると、男は、左肘に提げていた白いレジ袋からペットボトルを取り出し、中に入った液体をそのバイクの座席シート上に振りかけ、そのペットボトルを再びレジ袋に仕舞った。そして、男は、そのレジ袋からマッチ箱を取り出し、その中に入っていたマッチ1本を擦って火をつけ、これを座席シート上に放り投げた。その火は瞬く間に座席シート全体に広がった。男は、火が燃え上がる様子を少しの間見ていたが、私に見られているのに気付くと、慌てて走り出し、そのまま私とすれ違い、K駐車場を西側出入口から出て南の方向へ逃げていった。私が119番通報をしたのはその直後である。私が見ていた場所は、男が火をつけていた場所から約7メートル離れていたが、付近に街灯があり、駐車場の敷地内にも照明があったので明るく、視界を遮るものもなかった。男は、胸元に白色で『L』と書かれた黒っぽい色のパーカーを着て、黒っぽい色のスラックスを履いていた。私が男の顔を見たのは、まず、男がバイクに火を放った直後に、男がその火を見ていた時である。ただ、この時の男はうつむき加減だったので、その顔がはっきりと見えたわけではない。しかし、私が見ているのに男が気付いた時、男がその顔を上げ、男と視線が合ったので、私は、この時点ではっきりと男の顔を見ることができた。私は、放火犯人の顔をよく見ておかなければならぬと思ったし、すれ違い様には男の顔を間近で見ることができたので、男の顔の特徴はしっかりと覚えている。男は、30歳代くらいの小太りで、私より身長が高く、170センチメートルくらいあった。顔の特徴は、短めの黒髪で、眉毛が太く、垂れ目だった。なお、当時、犯人も私も顔にマスクは着けておらず、眼鏡も掛けていなかった。」

③ 1月9日付けV（40歳、男性）の警察官面前の供述録取書

「放火されたバイクは私が半年前に200万円で購入し、通勤に使用しているものである。私は、自宅アパートから徒歩5分の所にあるK駐車場にこのバイクを駐輪していた。本日午前1時30分頃、K駐車場の管理者から電話がかかってきて、私のバイクが放火されたことを知り、急いで現場に駆けつけた。私には放火されるような心当たりは全くない。」

④ 1月9日付け実況見分調書

同日午前2時30分から同日午前3時30分までの間に実施されたV及びW立会に係る実況見分の内容が記載され、別紙見取図が添付されている。

現場であるK駐車場は、月ぎめ駐車場兼駐輪場であり、同敷地及びその周辺の状況は別紙見取図のとおりである。K駐車場西側市道の駐車場出入口付近に街灯が1本設置され、同駐車場敷地内に照明が4本設置されている。被害車両の両隣にはそれぞれ大型自動二輪車が1台ずつ駐輪されており、被害車両の火が消し止められなかった場合には、その両隣の車両に燃え移る危険があり、風向きによっては、現場に止められた他の普通乗用自動車4台や隣接する一戸建て家屋にも延焼するおそれがあった。被害車両は大型自動二輪車で、車体全体が焼損しており、特に車両中央部の座席シートの焼損が激しい。

また、Wが犯行を目撃した地点（別紙見取図の㊀）と、犯人が火をつけていた地点（同㊁）との距離は6.8メートルであり、㊀地点と㊁地点の間に視界を遮る物は存在せず、㊀地点に立ったWが、㊁地点に立たせた身長170センチメートルの警察官の顔を識別することができた。

⑤ 1月9日付け捜査報告書

K駐車場があるH県I市J町の同日午前0時から同日午前4時までの天候は晴れであった旨の捜査結果が記載されている。

⑥ 1月14日付け鑑定書

被害車両の焼け焦げた座席シートの燃え残りからガソリン成分が検出された旨の鑑定結果が記載されている。

⑦ 1月15日付け捜査報告書

「現場から南側に約100メートル離れた場所付近の防犯カメラに録画された映像を解析した結果、1月9日午前0時55分頃、現場方向から進行してきた普通乗用自動車が道路脇に停止し、運転席から、白いレジ袋を左手に持ち、胸元に『L』の白い文字が入った黒っぽい色のパーカーを着て、黒っぽい色のスラックスを履いた人物が降り、現場方向に歩いていく様子が確認され、同日午前1時3分頃、同一人物が、白いレジ袋を左手に持ちながら、現場方向から走って戻ってきて、同車に乗り込んで発進させ、現場と反対方向に走り去る様子が確認された。また、同車のナンバーから、その所有者及び使用者がAであることが判明した。」旨が記載されている。

⑧ 1月16日付け写真台帳

短めの黒髪で眼鏡を掛けっていない30歳代の男性20名の顔写真が貼付されている。写真番号13番がAであり、その容貌は眉毛が太く、垂れ目である。

⑨ 1月16日付けWの警察官面前の供述録取書

（警察官が、Wに対し、「この中に見覚えがある人がいるかもしれないし、いないかも知れない。」旨告知し、⑧の写真台帳を見せたところ）「写真番号13番の男性が、私が目撃した犯人の男に間違いない。眉毛が太くて垂れ目なところがそっくりである。私は、この男と面識はない。」

⑩ 1月17日付けVの警察官面前の供述録取書

「刑事からAの顔写真を見せられたが、昨年11月までうちの会社にいた元部下である。彼に恨まれるような心当たりはない。」

⑪ 1月18日付けA方の捜索差押調書

同日、A立会いの下、A方を捜索したところ、胸元に白色で「L」と書かれた黒地のパーカー1着、紺色のスラックス1着及び携帯電話機1台が発見されたので、これらを差し押されて押収した旨が記載されている。

⑫ 1月18日付けAの警察官面前の弁解録取書

「被疑事実は、全く身に覚えがない。1月9日午前1時頃は1人で自宅にいた。」

⑬ 1月19日付けAの警察官面前の供述録取書

「私は、自宅で一人暮らしをしている。酒気帯び運転の罰金前科が1犯ある。婚姻歴はない。昨年11月まではバイク販売の営業の仕事をしていたが、勤務先での人間関係が嫌になったので退社し、昨年12月から今の会社で自動車販売の営業の仕事をしている。平日は午前9時から午後5時まで、会社で事務仕事をしたり、営業先を回ったりしている。自宅から車で10分の所に両親が住む実家がある。父は70歳、母は65歳であり、二人とも無職で、毎日実家にいる。私は貯金がほとんどなく、両親も収入は年金だけであるため、生活は楽ではない。私の身長は169センチメートル、体重は80キログラムである。私も両親も、これまで健康を害したことはない。」

2 檢察官は、Aの弁解録取手続を行い、以下の弁解録取書を作成した。

⑭ 1月20日付けAの検察官面前の弁解録取書

⑫記載の内容と同旨。

3 同日、検察官がAにつき本件被疑事実で勾留請求をしたところ、Aは、勾留質問において、「本件被疑事実について身に覚えがない。」と供述した。

同日、裁判官は、刑事訴訟法第207条第1項本文、第60条第1項第2号及び第3号に当たるとして、本件被疑事実でAを勾留した。

同日、Aに国選弁護人（以下、単に「弁護人」という。）が選任された。

4 弁護人は、同日中に、勾留されているAと接見した。その際、Aは、弁護人に対し、⑬記載の内容と同旨のことに加え、逮捕当日にA方が捜索されて、パーカー、スラックス及び携帯電話機が押収されたことを告げたほか、「自分は放火などしていない。1月9日午前1時頃は家にいた。不当な勾留だ。両親や勤務先の上司に、自分が無実の罪で捕まっていると伝えてほしい。」と述べた。

弁護人は、1月22日、Aの勾留を不服として裁判所に準抗告を申し立て、⑦その申立書に以下の疎明資料⑧及び⑨を添付した。

⑮ Aの両親の誓約書

「Aを私たちの自宅で生活させ、私たちが責任をもってAを監督します。また、Aに事件関係者と一切接触させないことを誓約します。」

⑯ Aの勤務先上司の陳述書（同人の名刺が添付されているもの）

「Aは当社の業務の遂行に不可欠な人材です。Aがいないと、Aが取ってきた商談が潰れてしまします。Aには早く職場に復帰してもらい、継続的に働いてもらいたいです。」

これに対し、裁判所は、同日、①弁護人の準抗告を棄却した。

5 その後、検察官は所要の捜査を行い、以下の証拠等を収集した。なお、Aは黙秘に転じたため、Aの供述録取書は一切作成されなかった。

⑰ 2月3日付け捜査報告書

1月14日実施のWの健康診断結果記載書の写しが添付されており、同記載書には、Wの視力は左右とも裸眼で1.2であり、色覚異常も認められない旨が記載されている。

⑱ 2月3日付けWの検察官面前の供述録取書

②及び⑨記載の内容と同旨。

6 檢察官は、⑦V所有の大型自動二輪車に放火したのはAである旨のW供述は信用できると判断し、勾留期限までに、Aについて、I地方裁判所に本件被疑事実と同一内容の公訴事実で公訴を提起した。

7 第1回公判期日において、A及び弁護人は、Aは犯人ではなく無罪である旨主張した。

弁護人は、検察官が犯行目撃状況を立証するために取調べを請求した④及び⑯の証拠について、「④については、別紙見取図を含め、Wによる現場指示説明部分を不同意とし、その余の部分は

同意する。⑯は全部不同意とする。」との意見を述べ、裁判所は、④に関し、弁護人の同意があった部分を取り調べた。引き続き、検察官はWの証人尋問を請求し、同証人尋問が第2回公判期日に実施されることになった。

8 検察官は、第2回公判期日前、Wと打合せを行った。その際、Wは、検察官から各種の証人保護制度について教示を受けた後、「Aは人のバイクに放火するような人間なので、復しゅうが怖い。Aに見られていたら証言できない。それに、私は人前で話すのも余り得意ではないので、傍聴人にも見られたくない。I地方裁判所に出頭して証言すること自体は構わないが、ビデオリンク方式にした上で、遮へい措置を探ってもらいたい。」と申し出た。検察官は、⑦その申出を踏まえ、AとWとの間の遮へい措置のみを探るのが相当である旨考え、Wと協議した上で、裁判所に対してその旨の申立てをし、裁判所は、AとWとの間の遮へい措置を探る決定をした。

9 第2回公判期日におけるWの証人尋問の主尋問において、WがAの犯行を目撃した際のAとWの位置関係を供述した後、検察官が、その位置関係の供述を明確にするため、裁判長に対し、④の実況見分調書添付の別紙見取図の写しをWに示して尋問することの許可を求めたところ、⑧裁判長は、検察官に対し、「見取図から、立会人の現場指示に基づいて記入された記号などは消されていますか。」と尋ね、釈明を求めた。これに対し、検察官が「消してあります。」と釈明したため、裁判長は、前記写し（ただし、⑨及び⑩の各記号を消したもの）をWに示して尋問することを許可した。

〔設問1〕

- 1 下線部⑦に関し、準抗告申立書に疎明資料⑨及び⑩を添付すべきと判断した弁護人の思考過程について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。
- 2 下線部⑧に関し、弁護人の準抗告を棄却すべきと判断した裁判所の思考過程について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。ただし、罪を犯したことの疑うに足りる相当な理由の有無については言及する必要はない。

〔設問2〕

下線部⑨に関し、W供述の信用性が認められると判断した検察官の思考過程について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。なお、証拠⑪、⑫から⑯（ただし、④のうち、Wによる現場指示説明部分を除く。）、⑰、⑱、⑲及び⑳に記載された内容については、信用性が認められる前提とする。

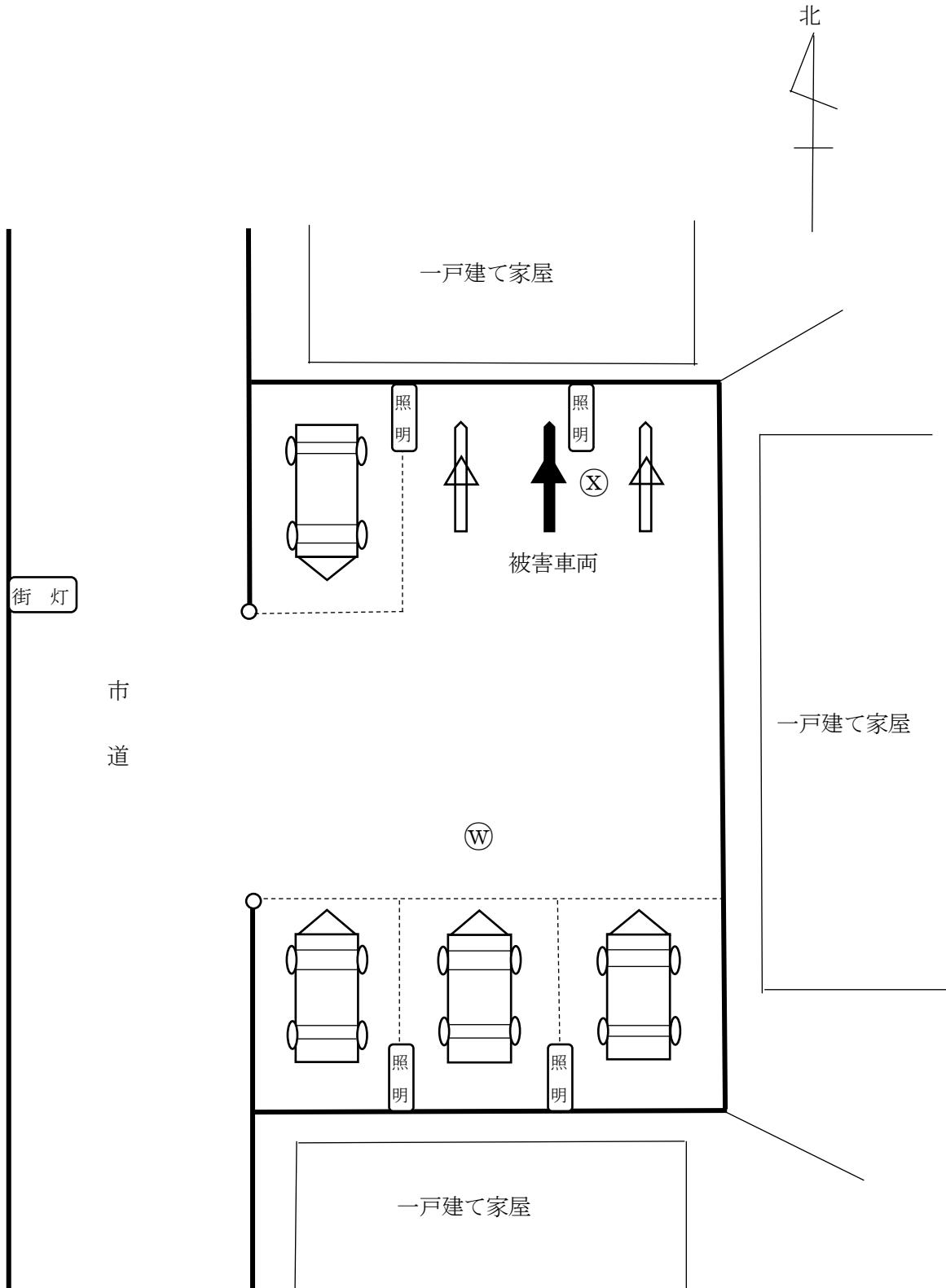
〔設問3〕

下線部⑩に関し、AとWとの間の遮へい措置のみを探るのが相当と判断した検察官の思考過程について、刑事訴訟法の条文上の根拠に言及しつつ答えなさい。

〔設問4〕

裁判長が検察官に下線部⑧の釈明を求めた理由について、証人尋問に関する規制及びその趣旨に言及しつつ答えなさい。

別紙 見取図



(出題の趣旨)

本問は、犯人性が争点となる建造物等以外放火事件を題材に、刑事手続の基本的知識、刑事事実認定の基本構造及び基礎的刑事実務能力を試すものである。

設問1は、弁護人が準抗告申立書に誓約書等の疎明資料を添付すべきと考えた思考過程と、裁判所が弁護人の準抗告を棄却すべきと判断した思考過程を、それぞれ具体的な事実関係を踏まえて検討することを通じて、捜査段階における弁護人の活動と勾留要件の正確な理解を示すことが求められる。

設問2は、犯人識別供述について具体的な事実関係を踏まえて検討することを通じて、事案を分析する能力と供述の信用性判断に関する基本的理解を示すことが求められる。

設問3は、証人尋問に難色を示す証人からの申出を受けて検察官が採った措置に係る思考過程を、刑事訴訟法の条文に規定された要件に沿って具体的に検討することを通じて、現行法における証人保護制度、取り分け、証人尋問における遮へい措置及びビデオリンク方式に対する基本的理解を示すことが求められる。

設問4は、実務において証人尋問の主尋問の際に記号等を消した図面が用いられるのが、主尋問で誘導尋問が原則禁止されることに由来していること、及びその趣旨を正確に示すことが求められる。

[一般教養科目]

次の文章は、ともに作家である辻邦生と水村美苗の新聞紙上での往復書簡を収録した著作中の、水村の書簡からの抜粋である（なお、出題の都合上、原文の一部を適宜省略してある。）。

これを読んで、後記の各設問に答えなさい。

（省 略）

【設問1】

本文における筆者の主張を、15行程度で要約しなさい。

【設問2】

本文における筆者の主張に対する賛否を明らかにした上で、現代における「文学を読むこと」の意味についてのあなたの自身の主張及びその理由を、適切な具体的な事象（文学以外の事象でもよい。）を挙げつつ、20行程度で論じなさい。

【出典】辻邦生・水村美苗『手紙、葉を添えて』朝日新聞社、1998年

（出題の趣旨）

設問1は、「文学を読むこと」についての筆者の見解に関する理解を問うものである。解答に当たっては、「文学とは誰もが読むべきものである」、「文学とは誰にでも読めるものである」という2つの前提に対する筆者の見解やその根拠に触れつつ、筆者が、「文学を読むこと」をどのように意味付けているかについて、的確に要約することが求められる。

設問2は、現代における「文学を読むこと」の意味について、各自の考えを問うものである。解答に当たっては、筆者の見解に対する自身の賛否を明示するとともに、昨今の社会情勢などを踏まえつつ、現代における「文学を読むこと」の意味について自身の考えを明らかにし、その根拠について適切な具体的な事象に触れながら、説得力をもって論じることが期待される。

なお、当然ながら、いずれの設問においても、指定の分量で、簡潔に記述する能力が求められる。